

大会役員編成上の注意

- 1 大会役員その他、関係機関・団体関係者を必要に応じ、各専門部で委嘱する。
- 2 大会役員表の()については、専門部で実名を記入する。
- 3 大会役員委嘱依頼について
 - (1)本連盟関係者については必要としない。
 - (2)下記の機関・団体関係者はあらかじめ本連盟事務局で依頼しているため、必要としない。
 - ア 新潟県知事・新潟県教育委員会関係者
 - イ 開催市町村教育委員会関係者
 - ウ 財団法人新潟県スポーツ協会関係者
 - エ 県種目別競技団体関係者
- 4 開催市町村長の大会役員について
開催市町村の実情により、市町村教育長と同じく、名誉副会長とすることができる。